

(様式第1号)

令和元年度 第2回 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時	令和元年12月26日 木曜日 午後1時30分～3時00分						
場 所	東館3階 大会議室						
出席者	会 長	木下 隆志					
	副 会 長	森川 太一郎					
	委 員	山本 公彦	杉江 東彦	田中 友巳	杉田 俱子		
		木村 嘉孝	朝倉 己作	齊藤 登	山中 厚子		
		園田 伊都子	藤永 紀代美	草野 智和	脇 朋美		
		藤川 喜正	三芳 学	安達 昌宏			
	欠席委員	土田 陽三	北尾 文孝	北野 章			
	オブザーバー	中野 美智子					
	事 務 局	障害福祉課	柏原 由紀	長谷 啓弘	梶井 大輔		
			古川 寧子	福井 香里			
	関 係 課	地域福祉課	小川 智瑞子	鳥越 雅也	中山 裕雅		
			吉川 里香				
		子育て推進課	池田 聡子				
事 務 局	障害福祉課 (柏原 長谷 梶井 古川 福井)						
会議の公開	■ 公 開						
傍聴者数	0 人						

1 会議次第

(1)開会

開始時点で20人中17人の委員の出席により成立

(2)議事

①作業部会の取組について

②障がい者差別解消関連条例(案)について

③障がい者差別解消に関する理解促進・啓発の取組例

(3)その他

(4)閉会

2 提出資料

資料1 「令和元年度 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿」

資料2-1 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会作業部会の取組について

資料2-2 作業部会名簿

資料2-3 主な指摘事項

資料3 芦屋市障がい者差別解消条例(案) ※意思形成過程のため閲覧のみ

資料4 障がい者差別解消に関する理解促進・啓発の取り組み例

3 審議経過

(木下会長)

この障がい者差別解消関連条例ですが、作業部会を通じてかなり議論してまいりました。当初想定していたものから、大きく内容が変わり改善したと思います。他市と比べると内容は多少簡潔な印象になりますが、条例とは別にガイドラインを設けて、そちらで詳細について示していきたいと考えております。前半は事務局より条例の中身について説明のうえ皆さんよりご意見いただき、後半は実際この条例を使ってどのように運用していくのかという具体の話をしてまいりたいと思います。ご協力よろしくお願ひいたします。

(2) 議事

- ①作業部会の取組について
事務局 榊井より説明

(木下会長)

資料2-3が主な指摘事項ということで、作業部会での主な議論の内容となります。当初は分かりにくい内容となっておりますが、多数修正してまいりました。代表的なものでいうと、「間接差別も禁止の対象とした場合、国も踏み込んでいないものに対して市が強制する理由が見つからないのではないか」という難しいものから、「語句の定義がわからない点がある。難しい言葉やあいまいな表現について検討が必要なのではないか」ということで、当初、「不均等待遇」とか「建設的対話等」という言葉を使っていましたが表現を変えたりしました。

(事務局 榊井)

当初の案では法律の考えを一步踏み出した内容になっておりましたが、修正後は法律の考えの範囲内となっております。難しい言葉についてはなるべく平易な言葉とさせていただきますが、性格まで変わってしまうような言葉については、条例上はそのまま、ガイドラインで説明させていただこうと考えております。

(木下会長)

中身の詳細については資料3の素案をご覧いただいたほうがよろしいかと思ひますので事務局より説明宜しくお願ひします。

(2) 議事

- ②障がい者差別解消関連条例（案）について
事務局 榊井より説明

(木下会長)

第1章の総則では「なぜこの条例が必要なのか」という点と、関係者それぞれの立ち位置について明らかにしています。第1章に相当のボリュームを割いていますがそれだけ記載しなければわかりにくいということでもあります。

第2章が具体ということではないですが、それぞれ関係者が何をするのか、しなければならぬのかを定義しています。例えば第2章冒頭では、市が実施すべきものとして、研修の実施ですとか交流する機会の提供、広報及び啓発というのがありますので、こういったものを具体にしています。

これまでのところで皆さんからご意見・ご質問ありますでしょうか。

(草野委員)

質問ですが、「市は障がい及び障がいのある人…」とありますが、この2つは何が違のでしょうか。

(事務局 榊井)

「障がい」は身体障がい、知的障がい又は精神障がいその他の心身機能の喪失という医学的な障がいを定義しているのに対して、「障がいのある人」は先ほどの「障がい」があることによって、社会的または日常的に障壁を感じ、相当な制限を受けている人を定義しております。

(草野委員)

事例ではなく状態ということですね。

(事務局 榊井)

医学的な障がいの定義と障がいがあることによる生きづらさという社会的な障がいの定義ということになります。

(木下会長)

他の条文も含め文言の統一は必要になってくると思います。わかりにくい部分は修正が必要かもしれません。

(事務局 榊井)

語句を定義している条文に「障がい」「障がいのある人」の定義を示しており、それぞれ別の意味があります。

(森川副会長)

個人的にはこのままで問題ないかと思いますが、表現をよりシンプルにする工夫があってもよいかと思います。

(木下会長)

その点については検討をお願いします。

条例の内容に限定しないで、先ほどスケジュールの話もありましたのでこちらでも構いません。ご質問ありましたらお願いします。

(杉江委員)

文言は専門家の方にお問い合わせするとしまして、一般的な指摘のように普通の市民がこの条例を読んでわかるかなと思います。法律などは基本難しく、それをどのように理解するのかというのが大事だと思います。同じ文言でも理解の仕方で全く異なる理解になることがあります。他にも、世間にはLGBTなどのマイノリティがあり、どんどん注目されております。障がい者の差別条例ができれば今度は別のマイノリティの差別条例の話になるように思います。だとすれば、この条例にその内容も含んだ形の条例にすればいいのではないかと思います。

(木下会長)

まさにごもっともなご意見だと思います。わかりやすさについてはガイドラインで説明していきたいと思います。こちらは必要であるという認識で作業部会では進めてまいりました。文言が正しく伝わるように、普及啓発の仕方をどうするかがかなり重要になってくるのかなと思います。もう一つ、その他のマイノリティに対する差別に関する条例も必要になってくるとと思いますが、明石市や尼崎市がインクルーシブ条例といって、障がいに限らずヘイトなどその他の差別に関する条例を作ったうえでコミュニケーション条例を作ろうという動きになっております。これは障がいに限らない大きな動きですので市全体で取り組む必要があると思います。本来は前提として全ての差別を禁止する条例があり、そこに障がい者差別に関する条例ができると他の差別

にも展開しやすいのだらうと思います。芦屋市としては、全体という考えもありますが、まずはこの障がい差別について、条例にしていこうということです。

(杉田委員)

この条例は皆さんで練りに練った内容であると思います。私はどちらかというところ啓発事業やガイドラインに興味があります。ガイドラインを読みたいと思っています。

(斎藤委員)

この条例案は非常によくできていると思います。あまり文言とかに固執することなく今後これをどのように活かしていくのかということが大切だと思います。市の責務や事業者の役割、市民の役割ときちんと分けてありますが、議会で説明される際には義務と努力義務を分けて説明されたほうがわかりやすいかなと思います。

基本的には条文解釈に時間をかけても意味がないので、具体的なガイドラインを早く作って見せていただきたいと思っています。あと、成果の評価をどのようにするかということで、基本となる指標をきちっと作って見直し基準を設けたほうが良いと思います。ほかにも、現在市のそれぞれの窓口で苦情があると思いますが、中には差別に関するものもあると思います。それをどうやって残していくのかというのが大事です。ただでさえ市は忙しいと思うので、新たな業務や仕掛けを増やすことなく、どのように情報を収集・集約するのか、評価するのかを考えることが大事だと思います。

(中野コーディネーター)

西宮市で状況を伺っていましたが、事業所が差別したとなった際は手順を踏んで市が勧告できるような仕組みがあると聞いています。条例は書きぶりが難しいと思いますが、どのように普及していくのが大事だと思います。

昔、千葉で同様の条例ができたときに当事者の方がワクワクして喜ばれたと聞いています。ですが西宮市はそれがなく、当事者が知らないという状況だそうです。当事者をどのようにして、条例作成の過程に巻き込んでいくのが大切であるということで、策定委員会やパブリックコメント、団体代表だけでなく当事者個人として参加できるように工夫されたそうです。西宮市は3月の議会にかけて、可決されれば7月施行の予定だそうです。市の責務として勧告ができるというところは一つ特徴なのかもしれません。

(木下会長)

実はそこも非常に多くの時間を費やした点であります。宝塚市では勧告するにあたり調整委員会を立ち上げるようになっており、そこで実際に市長の権限で勧告指導できるようになっていたと思います。和歌山市・明石市・宝塚市がその手法をとっていましたが、実際には年間0件であったと聞いております。勧告をするのと事前に調整するのとどちらが現実的であるか検討したところ、ガイドラインに落とし込む中で相談を受けて調整に乗り出すことに重きを置こうと考えました。それもあって相談に関する条文を設けた経緯があります。

条例に勧告する権限があると確かに重みはあると思います。

(脇委員)

改めて条文を見ると、「障がいのある人とない人」という表現が気になったりします。

すごく障がいのある人とない人を分けているような感じになっているのが気になります。また、相談に関する事項についても、障がいのある人やその家族だけが相談できるのではなく、一般の方でも障がい者差別を感じた時には相談できるようにすべきではないかと思います。

(木下会長)

障がいのある人以外の相談もできるということにすれば、相談支援体制の評価やベンチマークを見ていく際に、比較することもできますので文言を検討していただければと思います。

(藤川委員)

啓発の部分について、市民の方も目にされることがあると思います。ですが読もうとはなかなかならないと思います。ですので、1枚物でぱっと見てわかるイラスト付きの資料も必要かと思います。入店拒否や乗車拒否など〇×で分かりやすい広報をするのも方法の一つだとも思います。

(木下会長)

次も引き続き皆さんよりご意見を頂戴したいと思います。「障がい者差別解消に関する理解促進啓発の取り組み例」ということで他団体の資料を用意しております。事務局よりご説明よろしくお願ひいたします。

(2) 議事

③障がい者差別解消に関する理解促進・啓発の取組例

事務局 榊井より説明

(木下会長)

ご紹介ありましたとおり他団体では、勧告や調整委員会を作って差別事案について判断するようなものを特徴とするところや、助成制度を設けて普及啓発の促進に力を入れているところがあります。芦屋市もできれば多少の予算が付けばありがたいと思っております。

普及啓発や研修など具体的な内容についてご意見ありましたら頂戴したいのですがいかがでしょうか。

(杉田委員)

障害福祉課では普及啓発を推進しようとしており、非常にありがたいと思っておりますが、市にはほかにもたくさんの部署があります。例えば、朝日ヶ丘町で照明の工事をしていたところ、車いすが通れない幅員になっていたそうです。改善する方向であると伺っておりますが、工事中であっても、車いすの人が通ることについてもう少し配慮があってもよかったのではないかと思います。道路や建物を作るときには車いすの人が利用するかもしれないという意識をもってもらおう。とってもシンプルなことだと思いますがそこから始めてほしいと思います。それからもう一つ、この前の障がい者週間に障がい児・者作品展が福祉センターで開催されました。その時の感想文集や作品文集を作ろうと考えておりますが、作品を展示した障がい当事者やそれを見に来た人たちだけの内輪の作品になるのではないかと。関係者が読むだけのものになりはしないかと思ったりしています。それを作るだけのお金があるのであれば、その作品一つでも市内のお店などに飾ってもらうなどして、少しでも内に籠らず外に発信するような工夫をする。そうすることで、芦屋市にこういう人がいるんだと、街の皆さんに気付いてもらえる工夫をする。わかりやすい車いすの人などの身体障がいだけでなく、知的障がいの方や精神障がいの方もいます。そう言った方がお店などと繋がるなどして、内に籠らないで外に発信できるようになることから理解が進むのではないかと思います。

(田中委員)

行政担当者としては大変一生懸命に取り組んでいますが、市民の方に様々な方面で理解してもらうことはとても難しいことなんだと思います。県として取り組んだとし

ても、内輪では盛り上がったとしても県全体とは大変温度差があります。当然市民にもPRしなければならないのですが、まず職員へどのように周知していくかというのが問題だと思います。今回の東京都の例などは大変わかりやすいと思います。何か新しいことを始めるときはすごく身構えたりしますが、実際は大したことはないことがほとんどです。特別なことはそんなになく、自然と取り組めるようになれば良いなと思いました。

(事務局 柏原)

国が平成28年度に法律を施行しましたがそれに合わせて庁内で条例化まではしておりませんが、本市職員の行動指針としてプロジェクトチームを組み、「職員対応ガイドライン」というものを平成29年3月に作成しております。一定時期が過ぎていることもありまして再度の啓発が必要ではありますが、市として取り組んできた経緯もございます。今回条例を策定するにあたり市民の皆さんに向けたガイドラインを作成することになりますが、この機をとらえて庁内にも周知してまいりたいと思います。

(木下会長)

あのプロジェクトは大変良かったと思います。再度取り組んでほしいという要望の声も聴いております。この取組についても市民を交えてということになれば、より一層発信できることになるかと思えます。

(山中委員)

東京都の資料を拝見したときに、これなら小学校中学年でもわかる内容だなと思いました。こういうのをどんどん皆さんに発信していけば、皆さん様々な障がいに対して理解も深まりますし、なにより読みやすい・読んでみたいと思えます。子どものころから障がいのある人へ配慮できるようになるのではないかと思います。

(木下会長)

教育機関も巻き込みながらというのは大変重要なことだと思います。また何よりわかりやすさが重要ではないかと思います。

以前作業部会で、草野委員から「僕たちは店を経営していますが差別などしていない」というお話がありました。ですので、わざわざこのようなものを作る必要がわからないというのが市民感覚であるということに気づきました。その中で、今後商工会議所も参加いただき、どういったものが実効性のある取組なのかご意見いただければと思います。

(草野委員)

その通りでございます。実際の差別事例を伺った際に大変驚きました。私は接客業なので、こういう市民がいるのだとお客さんと話していたら、白杖のおじさんがカンカンうるさくて邪魔だという子どもがいたと仰ってました。私たちが幼い頃は教わりましたし、ここにお集まりの方も十分ご理解されていると思いますが、このような資料を用いて教育現場でしっかり教えることが大切なのではないかと思いました。また、商工関係者への助成について、和歌山市さんは意思疎通のツールを無償提供していたと思いますが、無償の啓発はそこまで興味を示さないと思うので、50%とかの助成やむしろ周知徹底に予算を割いていただくほうが、意識向上につながると思います。ガイドラインの作成や相談体制の確立など完成された際には商工関係者にも周知いただければ、どの経営者も今の時代こうしなければいけないということがわかると思います。

(事務局 柏原)

現在も、社会福祉協議会が福祉学習という形で教育現場において啓発活動をしてお

られます。

(園田委員)

福祉学習ということで、学校より依頼がありましたら秋頃に実施させていただいております。ご依頼として多いのが視覚障がい者の白杖体験や高齢者の疑似体験などですが、今後、このようなパンフレットも併せて活用させていただければいいかなと思います。

(三芳委員)

周知啓発の部分ですが、今後条例に関して説明会等も実施されると思います。身体障がいについてはわかりやすいですが知的・発達・精神といった比較的わかりにくい障がいとの関わり方であったり、お困りごとは何なのかについて理解が難しいように思います。相談事業所としては、権利擁護や発達支援の部署と一緒に民生委員さんや福祉推進員さんとともに発達障がいの疑似体験を通して関わり合い講座を実施しております。そういったコンテンツをこのような説明会に盛り込んでいただければと思います。

(安達委員)

いくらいい条例を作っても、裏付けとなる予算は必要です。ですが予算化には具体的な見積もりや費用対効果も必要です。現状条例がない中で予算については一旦、見送っているところではあります。当初は3月を予定しておりましたが、じっくり中身を詰める意味でも来年度に向けて取り組んでまいります。それまでには社会福祉審議会の委員のみなさんのご意見も頂戴することになろうかと思っております。また、条例ですので議会の委員よりご意見いただくことにもなります。お声を多く頂戴できましたら、福祉部だけでなく市全体として意識することができると思いますのでこれからもどうかよろしく願いいたします。

(木下会長)

以上を持ちまして本会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以 上